

消防用設備点検仕様書

教育委員会 生涯学習部 文化・スポーツ課

令和8年7月

1 目的

消防法及び消防法施行規則等に定められた技術基準に従い、消火器、自動火災報知設備、誘導灯の設置状態及び動作確認等の点検を行い、防火安全確保に努めるもの。

2 点検実施回数

- (1) 機器点検:消防法第17条3の3の規定による回数
- (2) 総合点検:消防法第17条3の3の規定による回数

3 点検設備内容

- (1) 自動火災報知設備
- (2) 誘導灯設備
- (3) 消火器

4 設備明細

- (1) 自動火災報知設備
 - ① P型Ⅰ級受信機 1台
 - ② 定温式スポット型感知器 3個
 - ③ 差動式スポット型感知器 12個
 - ④ 煙感知器 11個
- (2) 誘導灯設備
 - 誘導灯(C級) 3台
- (3) 消火器
 - 粉末(ABC)消火器 3本

5 報告及び書類作成

機器点検及び総合点検の結果については、関係法令等に定められた「消防用設備等(特殊消防用設備等)点検結果報告書」により作成の上、報告するものとする。